

相談センターニュース



メーゾキャラクター
たけのこ君

寒い日が続いてはいるものの、少しずつ日が長くなっているところに春の足音を感じる今日この頃ですが、皆様、いかがおすごしてでしょうか？

3月には女性のための相談会や、特殊詐欺のシンポジウムも開かれます。司法書士も頑張って準備しておりますので、ふるってご参加ください！

さて、それでは今月のニュースに移りましょう。

1 相談の現場から ~ 知っておきたい あんなこと こんなこと

Q 私は専業主婦で、夫とは別居中です。先日、夫から「離婚したい」と言われ、生活費を入れてくれなくなりました。子どもは私と暮らしているのですが、夫にはこれまでどおり生活費を入れてもらいたいですし、子どもがもう少し大きくなるまで、離婚も避けたいと考えています。どのような手続をとればよいのでしょうか。

A 家庭裁判所に「婚姻費用分担を求める調停の申立て」をすることができます。

<解説>

離婚は、夫婦が合意した上で離婚の届出をするか、又は、裁判所の手続を経ない限り、成立しません。今回のケースでは、夫が一方的に「離婚したい」と言っているだけです。あなたと夫との間の婚姻関係は、今も続いています。

次に、夫婦間では、別居中であっても、「婚姻費用」、すなわち、衣食住費、医療費、教育費などの生活費を、分担しなくてははいけません。なぜなら、夫婦間や親子間においては、扶養の義務があるからです。

もし、夫が婚姻費用の分担を拒むようであれば、あなたは、家庭裁判所に「婚姻費用分担を求める調停の申立て」を行い、夫にその分担を求めることができます。その調停では、家庭裁判所の調停委員が、あなたと夫の生活状況や今後の子育てのあり方をふまえて、双方が納得できる分担になるよう、話し合いを進めてくれます。

家庭裁判所の調停は、こうした、家庭における様々な問題を解決するための話し合いをする場です。「今さら話し合いなんてうまくいくわけがない」とあきらめず、調停の手続について、司法書士に相談してみましよう。

相談センターニュース、そのころころは？

- 今、どのような相談が寄せられているか
- 司法書士がどのような対応をしているか
- 読者の皆様の日頃の悩みを解消するヒントに

それらを分かりやすくお伝えする、それが相談センターニュースのところです。

お知らせ

 静岡県司法書士会公式 facebook ページを開設いたしました。

アドレスはこちら

↓



2 イベント・告知のひろば

女性のための 女性司法書士による無料相談会

女性がより自分らしく生きるためのお手伝いとして、「女性のための女性司法書士による無料相談会」を開催します。面談会場にはキッズスペースもご用意いたしますので、ご参加お待ち申し上げます。

日時 平成28年3月6日(日)
13:00~16:00

相談方法

- ① 面談による相談
会場 静岡県司法書士会館
(キッズスペースあり)
- ② 電話による相談
電話 054-289-3704

費用 無料

★ 詳しくは、静岡県司法書士会HP
(<http://tukasanet.jp/>) をご覧ください！

騙されない！振り込まない！ 特殊詐欺対策シンポジウム

被害の減らない「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」などの撲滅を目指して、専門家を招いての基調講演と、静岡県内の各現場における被害状況と取組みに関するリレー報告を行います。

日時 平成28年3月15日(火)
13:30~17:15

会場 静岡県司法書士会館

- 内容
- ① 基調講演
-なぜ人は騙されてしまうのか？-
心理学から考察する特殊詐欺被害
西田公昭教授(立正大学)
 - ② 静岡県警・静岡県・県銀行協会・
NHK静岡・県司法書士会による
リレー報告

参加費 無料

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内

【電話相談】

月曜日~金曜日 14時~17時

☎ 054-289-3704

※ 毎週火曜日は成年後見制度に関する専門の相談員が担当
しておりますので、ご活用ください！

【面談相談】

〈静岡会場〉静岡県司法書士会館 月曜日~金曜日 14時~17時

〈浜松会場〉浜松市福祉交流センター 毎週木曜日 14時~17時

〈三島会場〉三島商工会議所 毎週火曜日 14時~17時

〈下田会場〉下田商工会議所 毎月第3金曜日 13時~16時

〈細江会場〉浜松市北区役所 毎月第1水曜日 13時~16時

〈天竜会場〉浜松市天竜区役所 毎月第1水曜日 13時~16時

※ 各会場とも予約制となっております。

お問合せ・ご予約はこちらへ ☎ 054-289-3700

相続登記 / 遺産分割調停の申立て / 遺言の作成 / 不動産の名義変

成年後見制度の利用 / 金銭トラブル / 賃貸住宅をめぐるトラブル / 損害賠償請求 / 多重債務相談 ...

法律問題でお困りの方、ご活用ください！！

ご相談は無料です！

